告 示

埼玉県告示第七百二十二号

成二十三年埼玉県告示第二百四十三号により指定し 深除する。 土壤汚染対策法(平成十四年法律第五十三号) 第十一条第二項の規定によ た 区 域の指定を次 \mathcal{O} とお 9 り 一 部 亚

平成二十七年六月十 九 日

埼玉 県知 事 上 田 司

形質変更時 要届出 区域とし ての指定を解除する区域

別図の とお ŋ (埼玉県東松 山 市若松町二丁目千十番一 \mathcal{O} _ 部、 同番二 \mathcal{O} _ 部 及

び 同番八 \mathcal{O} 部)

 \mathcal{O} 土壤汚染対策法施行 規 0 則 平 成 +-四年環 境省令第二十九 号) 第三十 一条第 項

基準に 適合してい な カュ た特定有 害物質 0 種 類

5 汚染の 除 去等 \mathcal{O} 措置

•

ージ

ク 口

口

工

チレ

ヾ

<u>.</u>

•

トリク

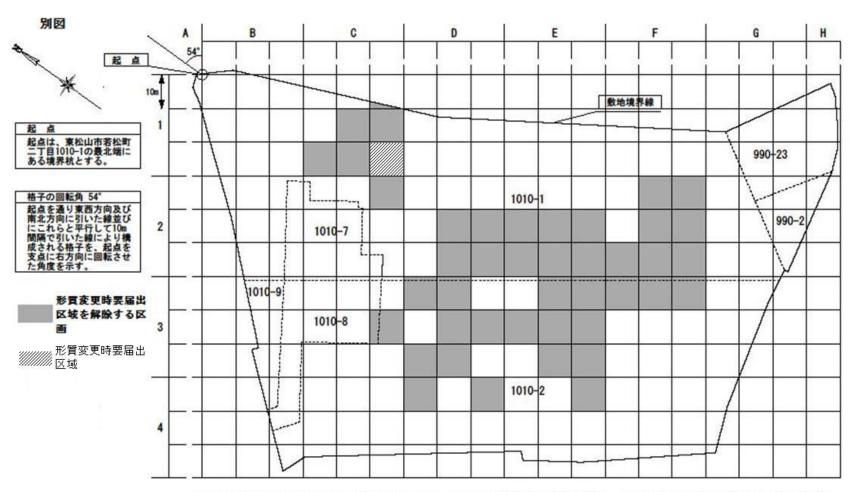
口

口 工

タン

れた

土壤汚染状 · 沢 調 査 の追完



※ 平成26年5月20日、東松山市若松町二丁目990番23、1010番1、1010番2、1010番7、1010番8 及び1010番9は東松山市若松町二丁目990番2に合筆された。